

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件

○内閣府告示第 号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定

を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p>	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p>
子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第二百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。また、平成二十八年四月及び令和元年十月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設された。令和七年四月及び令和八年四月には、法の一部改正により、新たに妊婦のための支援給付及び乳児等のための支	<p>子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第二百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。また、平成二十八年四月及び令和元年十月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設された。</p>	

援給付がそれぞれ創設された。

〔第二段落 略〕

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育又は乳児等通園支援（以下「教育・保育等」という。）並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育等の提供体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようすること等を目的とするものである。

目次

第一 「略」

第二 教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用

用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及

〔第二段落 同上〕

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

この基本指針は、この新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようすること等を目的とするものである。

目次

第一 「同上」

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用

給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及

び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

二 子ども・子育て支援の提供に当たっての関係者の連携及び協働

「1・2 略」

3 教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

「4・5 略」

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

「1・2 略」

3 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

「4・6 略」

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 「略」

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

3 各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

「1・2 同上」

3 教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

「4・5 同上」

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

「1・2 同上」

3 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

「4・6 同上」

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 「同上」

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

3 各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

4|| 「略」

5|| 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の円滑な利用の確保に関する事項

〔2～4 略〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

〔1・2 略〕

3|| 「同上」

4|| 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び

当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

6 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び

当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び

当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

〔2～4 同上〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

〔1・2 同上〕

3 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び

当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

5 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

6|| 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

7|| [略]

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

1 [略]

2 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

3 [略]

六 [略]

[第四～第六 略]

別表第一
[略]

別表第二 教育・保育の参酌標準

別表第二の二 乳児等通園支援の参酌標準

[別表第三～別表第七 略]

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

〔略〕

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

〔第一段落 略〕

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続いているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退

5|| 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

6|| [同上]

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

1 [同上]

2 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項

3 [同上]

六 [同上]

[第四～第六 同上]

別表第一
[同上]

別表第二 教育・保育の参酌標準

[別表第三～別表第七 同上]

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

〔同上〕

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

〔第一段落 同上〕

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続いているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退

職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として待機児童が存在している。

〔第三段落～第六段落 略〕

二 子どもの育ちに関する理念

〔第一段落～第五段落 略〕

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障するこ

とが必要である。

〔第七段落・第八段落 略〕

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

〔第一段落～第八段落 略〕

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を

職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。

〔第三段落～第六段落 同上〕

二 子どもの育ちに関する理念

〔第一段落～第五段落 同上〕

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

〔第七段落・第八段落 同上〕

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

〔第一段落～第八段落 同上〕

また、教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援を質・量両面にわたり充実せることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気

行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材をいかしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）内にある施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下同じ。）等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向

持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材をいかしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子ども・子育て支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不斷の改善努力を行うことが重要である。

上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不斷の改善努力を行うことが重要である。

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

〔第二段落・第三段落 略〕

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中でも、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子ども・子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共ににあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとつて重要である。

〔第五段落 略〕

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

〔第二段落・第三段落 同上〕

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中でも、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要である。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共ににあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとつて重要である。

〔第五段落 同上〕

第一 教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事

・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事

・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

〔第一段落・第二段落 略〕

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

〔第五段落・第六段落 略〕

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事

・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事

・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

〔第一段落・第二段落 同上〕

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

〔第五段落・第六段落 同上〕

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子

ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育等が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

〔第八段落 略〕

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、児童教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育等に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設・地域型保育事業者（地域型保育事業を行う者をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）並びに子ども・子育て支援施設等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する

ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

〔第八段落 同上〕

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、児童教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育等に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設・地域型保育事業者（地域型保育事業を行う者をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者並びに子ども・子育て支援施設等（法第七条第十項に規定する子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する。このほか、市町村は、障害児、社会事業計画に具体的に記載する。このほか、市町村は、障害児、社会

。このほか、市町村は、障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等その他の子ども・子育て支援を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者は、教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

〔第十一段落・第十二段落 略〕

二 子ども・子育て支援の提供に当たつての関係者の連携及び協働 質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育等その他の子ども・子育て支援を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等

会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

〔第十一段落・第十二段落 同上〕

二 子ども・子育て支援に当たつての関係者の連携及び協働 質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育等その他の子ども・子育て支援を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等

に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 等に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

市町村及び都道府県は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化する、幼稚教育センターとしての機能を担う体制を整備する、関係部局の併任職員を配置するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

市町村及び都道府県は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化する、幼稚教育センターとしての機能を担う体制を整備する、関係部局の併任職員を配置するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携
及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供の責務を有し、教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者並びに子ども・子育て支援施設等について、法第二十七条第一項、第二十九条第一項及び第五十四条の二第一項並びに第三十条の十一第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法

2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の責務を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者並びに子ども・子育て支援施設等について法第二十七条第一項及び第二十九条第一項並びに第三十条の十一第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育

第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）並びに乳児等通園支援事業について、同法第三十四条の十五第二項の認可を行う。

〔第二段落～第四段落 略〕

3 教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業者、乳児等通園支援事業者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育等の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者並びに地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）並びに乳児等通園支援事業（同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可を行う。

〔第二段落～第四段落 同上〕

3 教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援を提供するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

られる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

〔第四段落 略〕

〔略〕

5 教育・保育施設等における事故防止

教育・保育施設、地域型保育事業所（地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故など重大事故は本来あつてはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進めていく。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 〔略〕

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

〔一・二 略〕

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行なう者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

〔第四段落 同上〕

〔同上〕

5 教育・保育施設等における事故防止

教育・保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全・安心で健やかに育つことが重要であり、子どもの死亡事故などの重大事故は本来あつてはならないにもかかわらず、毎年発生している。このため、教育・保育施設等及び地方公共団体は、事故防止、事故発生時の対応、再発防止に係る取組を進めるとともに、国においても重大事故の発生や再発防止の取組を進めていく。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 〔同上〕

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

〔一・二 同上〕

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たつて、二の2の(2)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等その他の子ども・子育て支援の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施しようとする場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業並びに地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

〔第三段落～第五段落 略〕

3 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たつて、二の2の(2)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施しようとする場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

〔第三段落～第五段落 同上〕

3 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である

る。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設、地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

〔第三段落 略〕

4 計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の(一)及び4の(一)並びに四の2の(一)に基づき、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

〔5・6 略〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔略〕

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の(2)及び3の(2)に規定する地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが

〔第三段落 同上〕

4 計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の(一)及び3の(一)並びに四の2の(一)に基づき、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

〔5・6 同上〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔同上〕

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが

が基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の〔2〕の〔2〕及び3の〔2〕に規定する地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）こと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。また、乳児等通園支援事業の利用の実態が他の子ども・子育て支援の利用の実態と異なる場合には、当該実態に応じて、乳児等通園支援事業に係る教育・保育提供区域を設定することができる。

〔第三段落 略〕

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）（満三歳以上限定小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「満三歳以上

基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の〔2〕の〔2〕に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）こと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

〔第三段落 同上〕

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する

「限定小規模保育事業所」という。)に係る必要利用定員総数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(3) 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分(以下「年齢区分」という。)「」との特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所(事業所内保育の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)(法第四十三条第三項の労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分(以下「労働者枠」という。)に限る。)を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落～第三段落略〕

また、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(3) 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども満一歳未満並びに満一歳及び満二歳の区分(以下「年齢区分」という。)「」との特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所(法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)にあっては、同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分(以下「労働者枠」という。)を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落～第三段落 同上〕

また、市町村は、「子育て安心プラン」(平成二十九年六月二日公表)及び「新子育て安心プラン」(令和二年十二月二十一日公表)を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

〔第五段落～第九段落 略〕

なお、認可外保育施設の認可施設への移行を支援してきて
いるところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及び
ウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の
施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設
等による保育の提供体制について記載することを可能とする
。

ア 「略」

イ 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所
（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）

ウ 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及
び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を
除く。）

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

地域型保育事業について、児童福祉法第三十四条の十五
第二項の認可の申請があつた場合において、市町村長（特
別区の区長を含む。以下同じ。）は、同条第五項ただし書
（同項第一号及び第三号（地域型保育事業に係る部分に限
る。）に係る部分に限る。）の規定により、当該申請が満
三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業である

〔第五段落～第九段落 同上〕

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の
認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間
、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、
市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等
を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制につい
て記載することを可能とする。

ア 「同上」

イ 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者
枠に係る部分を除く。）

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）は、児童福祉
法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業
に関する認可の申請があつた場合において、当該地域型保
育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特
定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保
育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにお

か、満三歳以上限定小規模保育事業であるかの別により、当該申請に係る認可をしないことができる。

すなわち、満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業について認可の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるとときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があつた場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所について利用定員（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係

る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によつてこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る地域型保育事業を行う事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項各号に掲げる基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、これを認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行つてている場合において、当該整備を行つてている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（1）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があつたときは、当該申請が満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業に係るものであ

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとする

ものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行つてている場合において、当該整備を行つてている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（1）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があつたときは、市町村長は、認可申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域に

るか、満三歳以上限定小規模保育事業に係るものであるかの別により、当該申請に係る認可をしないことができる。

すなわち、満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業について認可の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行つて、当該教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る地域型保育事業の開始によつてこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

おける当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行つてある教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によつてこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。この場合において、法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回つており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。

また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があつた場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行つて いる教育・

保育施設及び地域型保育事業所を含む。)について利用定員(法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

これらの場合において、法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該申請に係る認可を行うことが望ましい。

ウ 満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業に係る認可については、当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに除く。以下ウにおいて同じ。)が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア及びイにかかわらず、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

ウ 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに除く。以下ウにおいて同じ。)が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア及びイにかかわらず、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における乳児等通園支援の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの乳児等通園支援の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況及び乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、乳児等通園支援の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌基準（市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込みを定めるに当たって参考すべき標準として別表第二の二に掲げるもの）を参考として、必要利用定員総数を定める。

(二) 実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、市町村は、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況並びに乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望

を踏まえて定めること。また、地域の実情を踏まえ、当該市町村の区域に居住する子どもについて、他の市町村に所在する乳児等通園支援事業所が乳児等通園支援を提供する必要があると考えられる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

また、他の市町村の区域に居住する子どもが当該市町村に所在する乳児等通園支援事業所を利用することができる場合には、当該利用を乳児等通園支援の提供体制の整備に当たって勘案することが考えられる。

実際に乳児等通園支援の提供体制を確保するに当たっては、市町村は、乳児等通園支援の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、教育・保育施設及び地域型保育事業者に限らず、多様な事業者の算入を促進する工夫を図ることが必要である。また、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが円滑に乳児等通園支援ができるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況及び乳児等通園支援事業所における特別な支援が必要な子どもの受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、乳児等通園支援の提供体制を確保すること。なお、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが乳児等通園支援を利用する際には、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、認定等を行う窓口において、乳児等通

園支援以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うことが望ましい。また、乳児等通園支援事業者は、事業所の設置及び事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

乳児等通園支援事業について児童福祉法第三十五条第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が所在する教育・保育提供区域に所在する乳児等通園支援事業所について法第五十四条の三第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた法第六十一条第二項第二号の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によつてこれを超えることになると認めるとときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ 市町村子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた乳児等通園支援の提供体制の

確保の内容に含まれない乳児等通園支援事業の認可に係る
需給調整

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児等通園支援事業所の整備を行つてゐる場合において、当該整備を行つてゐる乳児等通園支援事業所の認可が行われる前に、乳児等通園支援事業（実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として当該市町村子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があつたときは、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所（当該市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行つてゐる乳児等通園支援事業所を含む。）の利用定員の総数が、当該市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業所の設置によつてこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

〔略〕

5|| 4||

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

〔第一段落・第二段落 略〕

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第

〔略〕

3|| 4||

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

〔第一段落・第二段落 同上〕

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第

二の一に掲げる教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の一の3に掲げる教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携・接続の推進方策を定めること。

7|| 6||
〔略〕

7|| 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であつて満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔略〕

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、

二の一に掲げる教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の一の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

5|| 6||
〔同上〕

〔加える。〕

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔同上〕

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、

育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらつたり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

〔第三段落 略〕

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

〔略〕

〔一・二 略〕

（三）障害児施策の充実等

〔第一段落～第六段落 略〕

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、前掲の施策を踏まえて障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受

育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらつたり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

〔第三段落 同上〕

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

〔同上〕

〔一・二 同上〕

（三）障害児施策の充実等

〔第一段落～第六段落 同上〕

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行いう者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、前掲の施策を踏まえて障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受

推進するとともに、受入れに当たつては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

3
〔略〕

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

〔略〕

(+) 関係機関の連携会議の開催等

〔第一段落 略〕

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子ども・子育て支援に関する関係機関（こども家庭センター、地域子育て相談機関、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業者、乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所、児童発達支援センター等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができ
るよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める

入れに当たつては、各関係機関との連携を図ることが必要である。

3
〔同上〕

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

〔同上〕

(+) 関係機関の連携会議の開催等

〔第一段落 同上〕

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関する関係機関（こども家庭センター、地域子育て相談機関、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所、児童発達支援センター等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができ
るよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める

取組を併せて行うことにより子ども・子育て支援に関する関係機関の連携の連携を促進することが考えられる。

〔1)～(3) 略〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的

記載事項

〔略〕

1 区域の設定に関する事項

〔第一段落 略〕

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の〔〕の(2)に規定する教育・保育施設の認可及び認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認可及び認定の区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業所の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(+) 各年度における教育・保育の量の見込み

〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

取組を併せて行うことにより子育て支援に関する関係機関の連携を促進することが考えられる。

〔1)～(3) 同上〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的

記載事項

〔同上〕

1 区域の設定に関する事項

〔第一段落 同上〕

この場合において、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、都道府県設定区域は、2の〔〕の(2)に規定する教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(+) 各年度における教育・保育の量の見込み

〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落・第二段落 略〕

この場合において、都道府県は、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

〔第四段落 略〕

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）に

子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落・第二段落 同上〕

この場合において、都道府県は、「子育て安心プラン」を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

〔第四段落 同上〕

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）に

より、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、一時預かり事業（幼稚園型II）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業による満三歳未満の子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含め、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行つた上で、積極的な対応を検討すること。

〔第六段落・第七段落 略〕

なお、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行つている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア 「略」

イ 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所

（満三歳以上限定小規模保育事業所に限る。）

ウ 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（満三歳以上限定小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（労働者枠に係る部分に限る。）を

より、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満三歳未満の子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができる。このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行つた上で、積極的な対応を検討すること。

〔第六段落・第七段落 同上〕

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行つている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することを可能とする。

ア 「同上」

イ 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

除く。)

(2)

都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定

により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く

。以下アにおいて同じ。）に関する認定の申請があつた

場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設

定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の總

数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ど

も・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府

県設定区域における必要利用定員總数（当該年度に係る

ものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請

に係る認定こども園の設置によつてこれを超えることにな

ると認めるときは、当該申請に係る認定をしないこと

ができる。

この際、都道府県知事は、当該申請に係る認定こども

園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、

同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合してい

る場合は認定するものとする」ととされているため、認

定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべき

ものであることに留意が必要である。

a 「略」

b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利

用定員の總数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学

都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定

により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く

。以下アにおいて同じ。）に関する認定の申請があつた

場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設

定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の總

数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ど

も・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府

県設定区域における必要利用定員總数（当該年度に係る

ものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請

に係る認定こども園の設置によつてこれを超えることにな

ると認めるときは、認定こども園の認定をしないこと

ができる。

この際、都道府県知事は、当該認定申請に係る認定こ

ども園が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、か

つ、同条第一項又は第三項の条例で定める基準に適合して

いる場合は認定するものとする」ととされているため、認

定に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべき

ものであることに留意が必要である。

a 「同上」

b 特定教育・保育施設の利用定員の總数（法第十九条

第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る

前子どもに係るものに限る。) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

c 「略」

(ウ)(イ)

都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があつた場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のa及びbに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa及びbに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数(当該年度に係るもの)をいう。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数(法第十九条第二号に掲げる小学校就学

。) 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

c 「同上」

(ウ)(イ)

都道府県知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する認可の申請があつた場合において、当該保育所が所在する都道府県設定区域における次のa及びbに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa及びbに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数(当該年度に係るもの)をいう。)に既に達しているか、又は当該認可申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとときは、保育所の認可をしないことができる。

この際、都道府県知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

a 特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下bにおいて同じ。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定に係る需給調整

b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

イ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行つている場合において、当該整備を行つてている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（1）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があつたときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、当該申請に係る認可又は認定をしないことができる。この

アにかかわらず、子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行つている場合において、当該整備を行つてている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保育施設（1）により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があつたときは、都道府県知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この

場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回つており、機動的な対応が必要であると認められる場合は、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該申請に係る認可又は認定を行うことが望ましい。

〔略〕

(イ)(ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する

都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行つてある教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る教育・保育施設の設置によつてこれを超えることになると認めるととき。

(ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下(ウ)において同じ。）（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行

の場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回つており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、都道府県知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

〔同上〕

(イ)(ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行つてある教育・保育施設を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る教育・保育施設の設置によつてこれを超えることになると認めるととき。

(ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行つてある教育・保育施

つて いる教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。) の利用定員の総数(

) の利用定員の総数(法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る教育・保育施設の設置によつてこれを超えることになると認めるととき。

〔ウ〕オ 略

3 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

〔第一段落・第二段落 略〕

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者との相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方

設及び地域型保育事業所を含む。) の利用定員の総数(法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によつてこれを超えることになると認めるととき。

〔ウ〕オ 同上

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

〔第一段落・第二段落 同上〕

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項並びに第二の一に掲げる教育・保育等その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上に関する事項を踏まえ、教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行つる者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方

の連携・接続についての基本的考え方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携・接続の推進方策を定めること。

4
「略」

5|| 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であつて満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

6|| 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）、特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）及び特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たつて基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担つており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育等に従事する者の確保又は資質の確保を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担つており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者

方を踏まえ、都道府県におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

4
「同上」

「加える。」

5|| 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども

・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たつて基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担つており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者

質の向上のため講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込数を含む）を定めること。この場合において、特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、待遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して十五年間（主幹保育教諭又は指導保育教諭にあつては、十二年間）は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にあつては、同項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域内に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下「保育士登録」という。）を受けた者のいずれかに該当する場合は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができることとし、国は、この間において、免許のみを有している者の併有を促進するための特例措置が両要件を満たすことを促進するための特例措置を講じる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のため講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、待遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して十五年間（主幹保育教諭又は指導保育教諭にあつては、十二年間）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができることとし、国は、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置を講じる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

また、待機児童の解消のためには、保育士の確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士登録を受けているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、児童福祉法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備した上で、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また、幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の確保及び質の向上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

〔第六段落 略〕

7|| 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

〔略〕

（一）児童虐待防止対策の充実

また、待機児童の解消のためには、保育士の**人材確保**が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士**資格**を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の**人材確保**及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の**人材確保**及び質の向上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

〔第六段落 同上〕

6|| 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

（一）児童虐待防止対策の充実

〔略〕

〔1)・2) 略〕

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や親子再統合支援事業の実施により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護施設については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

〔第二段落 略〕

〔同上〕

〔1)・2) 同上〕

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や親子再統合支援事業の実施により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護所については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

〔第二段落 同上〕

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記

載事項

〔略〕

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

〔第一段落 略〕

都道府県は、当該市町村間の調整が整わない場合、当該市町村内に事業の実施を委託することができる実施機関の十分な確保が難しい場合、事業の実施に当たって医療機関等との連携体制を構築する必要がある場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の(三)に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手続等について定めること。

乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が相当程度想定し得ることから、市町村子ども・子育て支援事業計画を通じて、市町村毎の乳児等通園支援に係る量の見込並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を丁寧に把握し、市町村間の調整が円滑に行われるよう特に配慮すること。

〔第四段落 略〕

2 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の

公表に関する事項

教育・保育等を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記

載事項

〔同上〕

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

〔第一段落 同上〕

都道府県は、当該市町村間の調整が整わない場合、当該市町村内に事業の実施を委託することができる実施機関の十分な確保が難しい場合、事業の実施に当たって医療機関等との連携体制を構築する必要がある場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の(三)に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手続等について定めること。

2 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の

表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を

は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育等情報（法第五十八条第一項に規定する教育・保育等情報をいう。以下同じ。）の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第二項に規定する特定教育・保育施設設置者等経営情報をいい、同条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項を定めること。

3 「略」

六 その他

〔1・2 略〕

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

〔第二段落 略〕

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ご

利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項を定めること。

3 「同上」

六 その他

〔1・2 同上〕

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

〔第二段落 同上〕

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ご

との人数が、二の2の(一)若しくは四の2の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、乳児等支援給付認定を受けた保護者の人数が二の3により定めた量の見込みと大きく乖離している場合又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の4の(一)により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離して支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定及び乳児等支援給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

〔4～6 略〕

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき自立促進計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児

との人数が、二の2の(一)若しくは四の2の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の3の(一)により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

〔4～6 同上〕

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき自立促進計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児

児等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な基盤整備を確保するとともに、市町村が第三の三の2により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の6により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、当該家庭に対し、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育等の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく利用措置による家庭支援事業の利用その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等による支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

〔第三段落・第四段落 略〕

第五　〔略〕

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一　〔略〕

二　地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検

・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支

等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な基盤整備を確保するとともに、市町村が第三の三の2により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の6により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようする必要がある。

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、当該家庭に対し、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく利用措置による家庭支援事業の利用その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等による支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

〔第三段落・第四段落 同上〕

第五　〔同上〕

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一　〔同上〕

二　地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検

・評価に関する事項

地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支

援施策の実施状況（教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可等の状況を含む。）や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。

〔第二段落 略〕

〔第二段落 同上〕

別表第一 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項	
事 項	内 容
〔略〕	
三 各年度における乳児等通園支援の量の見込み	一 各年度における乳児等通園支援の量の見込み
み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期	別表第二の二の参酌基準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、乳児等通園支援の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
〔略〕	二 実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
三 各年度における地域子ども・子育て支援事	〔同上〕

別表第一 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項	
事 項	内 容
〔同上〕	〔項を加える。〕
〔同上〕	

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>四 子どものための教育</p> <p>・保育給付に係る教育</p> <p>・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p>	<p>認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続の推進方策を定めること。</p>
〔略〕	<p>六 乳児等のための支援</p> <p>給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</p>	<p>地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。</p>

業の量の見込み並びに 実施しようとする地域 子ども・子育て支援事 業の提供体制の確保の 内容及びその実施時期	四 子ども・子育て支援 給付に係る教育・保育 の一体的提供及び当該 教育・保育の推進に関 する体制の確保の内容
「同上」 〔項を加える。〕	<p>認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。</p>

事項	内容
「略」	<p>二 法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。</p>
別表第二の二 乳児等通園支援の参酌標準	<p>事項</p> <p>法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>内 容</p> <p>満三歳未満の小学校就学前子どもの数から当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども及び企業主導型保育施設を利用している小学校就学前子どもを除いた数を基本として、利用希望把握調査等により把握した保護者の利用希望等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。</p>

事項	内容
「同上」	<p>二 法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。</p>

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
〔略〕	<p>二 産後の休業及び育児</p> <p>休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項</p> <p>育児休業満了時（原則一歳到達時）から業又は特定乳児等通園支援事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。</p>

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
〔略〕	〔略〕

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
〔同上〕	<p>二 産後の休業及び育児</p> <p>休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。</p>

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
〔同上〕	〔同上〕

三 子どものための教育
・保育給付に係る教育
・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援え方等を定めるほか、教育・保育等及び地

三 子ども・子育て支援
給付に係る教育・保育
の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援え方等を定めるほか、教育・保育及び地

七 〔略〕	六 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	五 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	五 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	〔略〕
----------	--	--	--	-----

六 〔同上〕	五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	〔同上〕
-----------	--	--	------

別表第七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内 容
「略」	<p>三 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項</p> <p>事業者が提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。</p>

別表第七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事項	内 容
「同上」	<p>三 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項</p> <p>事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。